

条 例 第 1 8 号  
令和 6 年 3 月 2 2 日

府中町議会議員による職員に対するハラスメントに関する条例をここに公布する。

府中町長 佐藤 信治

府中町議会議員による職員に対するハラスメントに関する条例

(目的)

第1条 この条例は、議員による、議員の地位を利用した職員（府中町職員（議会事務局職員を含む。）をいう。以下同じ。）に対するハラスメント行為（以下「職員に対するハラスメント」という。）を防止し、すべての職員が個人としての尊厳を尊重され、良好な職場環境を確保することで、町政の効率的運営及び人的資源の損失防止に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、職員に対するハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、労働意欲を低下させることを自覚し、職員の人格を尊重して活動しなければならない。

2 議員は、職員に対するハラスメントに関する調査に積極的に協力し、誠実に対応しなければならない。

(プライバシーの保護)

第3条 職員に対するハラスメントに関する調査に関与した議員は、関係者のプライバシーの保護を徹底し、当該事案に関係する職員が不利益を受けないよう留意しなければならない。

(ハラスメントの防止)

第4条 議員は、職員に対するハラスメントを防止するため、必要な研修等を受けるなど、常に努力しなければならない。

(議会の措置)

第5条 議会は、町長から職員に対するハラスメントに関する事案の報告があったときは、必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。